資料３－１－３

平成31年４月25日　風力部会資料

松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 10 月

合同会社松阪飯南ウィンドファーム

目　次

第１章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 ····· 1

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧····· 1
(1) 公告の日 ····· 1
(2) 公告の方法 ····· 1
(3) 縦覧場所 ····· 1
(4) 縦覧期間 ····· 2
(5) 縦覧者数 ····· 2

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催····· 2
(1) 開催日時、開催場所及び来場者数····· 2

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握····· 2
(1) 意見の提出期間 ····· 2
(2) 意見の提出方法 ····· 2
(3) 意見の提出状況 ····· 2

第２章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解···· 3

第１章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して１か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年８月 21 日（火）

(2) 公告の方法

① 官報における公告事項の掲載

平成 30 年８月 21 日（火）付けで、官報に掲載（平成 30 年９月７日（金）、９月８日（土）に開催する説明会についての公告を含む。）した。

② インターネットの利用による公表

上記の公告に加え、以下のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・三重県のウェブサイト
・松阪市のウェブサイト
・リニューアブル・ジャパン株式会社　ウェブサイト

(3) 縦覧場所

縦覧（閲覧含む）場所は、関係地方公共団体の協力が得られた下記の 12 箇所において縦覧に供するとともに、ホームページにおいてインターネットの利用による公表を行った。

① 関係地方公共団体

・三重県環境生活部地球温暖化対策課
・三重県情報公開･個人情報総合窓口
・三重県立図書館
・三重県松阪地域防災総合事務所
・松阪市役所総務部総務課文書･情報公開係
・松阪市大河内地区市民センター
・松阪市大石地区市民センター
・松阪市宇気郷地区市民センター
・松阪市飯南地域振興局地域住民課
・松阪市飯南地域振興局柿野出張所
・松阪市嬉野地域振興局地域住民課
・松阪市嬉野地域振興局宇気郷出張所

② インターネットの利用による公表

リニューアブル・ジャパン株式会社　ウェブサイト
http://www.rn-j.com/

(4) 縦覧期間

① 関係地方公共団体における縦覧

縦覧期間は、平成 30 年８月 21 日（火）から平成 30 年９月 20 日（木）まで（土曜日、日曜日、休日、閉庁日及び県立図書館は休館日を除く。）とし、縦覧時間は、平日の午前９時から正午、午後１時から午後５時まで（県立図書館は開館時間に準ずる）とした。

②インターネットの利用による公表

公表期間は、平成 30 年８月 21 日（火）から平成 30 年９月 20 日（木）までとし、インターネットを利用した公表は終日アクセスが可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は（縦覧場所を管理している地方公共団体への聞き取り）15 名であった。また、公表期間中におけるウェブサイトへのアクセス件数は 1,175 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の２の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告及びお知らせは、準備書の縦覧等に関する公告及びお知らせと同時に行った。

(1) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、表１のとおりである。

表１　説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
９月７日(金) 19:30～21:35	松阪市農業屋コミュニティ文化センター （松阪市川井町690番地）	33人
９月８日(土) 19:30～22:20	松阪市飯南産業文化センター （松阪市飯南町横野848番地）	29人

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年８月 21 日（火）から平成 30 年 10 月４日（木）までの期間とし、郵送受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所への郵送とした。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は９通、意見総数は 53 件であった。

第２章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第１項の規定に基づき、準備書について意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、44 件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は９件であった。準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表２のとおりである。

表 2(1-1)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 動物①

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■本事業は風力発電事業だが、本準備書でコウモリ類の「高所音声調査」の結果(P416風速別時間あたりの音声確認回数)を、コウモリ類への予測(ブレード・タワー等への接近・接触)に一切反映しない合理的根拠を述べよ。	コウモリ類への予測（ブレード・タワー等への接近・接触）について、当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、確立された予測の手法がなく、マニュアル等の公表された資料がないと認識しており、現在の知見では予測が困難であると考えております。そのため、事後調査を実施し、環境保全上著しい影響が確認された場合には、最新の知見や専門家のご指導を踏まえた上で環境保全措置を検討いたします。
2	■P531コウモリ目の一種(10～３０kHz)：ヤマコウモリ・ヒナコウモリ、オヒキコウモリの予測結果(ブレード・タワー等への接近・接触)について 「高所を飛翔する性質を有する種であるため、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性がある。しかし、付近に重要な生息地(洞穴などの大規模ねぐら、夜間の休息場所(ナイトルースト)、出産哺育期のねぐら等)が確認されていないことから影響は小さいと考えられる。ヤマコウモリ及びヒナコウモリの予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」とある。 なぜ「付近に重要な生息地」が確認されていないことにより、「(バットストライクの)影響が小さい」といえるのか？論理が飛躍しており意味不明である。 「付近に重要な生息地」が確認されていないことにより、「影響が小さい(バットストライクが発生しても影響が小さい)」とした「科学的根拠」を述べよ。	
3	■P531コウモリ目の一種(10～30kHz)：ヤマコウモリ・ヒナコウモリ、オヒキコウモリの予測結果(ブレード・タワー等への接近・接触)について 「高所を飛翔する性質を有する種であるため、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性がある。しかし、付近に重要な生息地(洞穴などの大規模ねぐら、夜間の休息場所(ナイトルースト)、出産哺育期のねぐら等)が確認されていないことから影響は小さいと考えられる。ヤマコウモリ及びヒナコウモリの予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」とある。 事業者は「付近に重要な生息地」が確認されていないことにより、「影響が小さい」と予測したが、これには「付近に重要な生息地がなければ、地域個体群への影響が小さい」という隠れた前提があるのではないか。しかし、それを記載すると「ブレード・タワー等への接近・接触についての予測」のはずが、「地域個体群への影響予測」へと話をすり替えたのがばれるので、あえて伏せたのであろう。「付近に重要な生息地」が確認されていないことにより、「(地域個体群への)影響が小さい」という予測は、科学的根拠の欠落した、「事業者の主観」に過ぎない。	

表 2(1-2)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	■コウモリ類を殺すな 仮に「地域個体群への影響が小さい(バットストライクが発生しても影響が小さい)」としても、日本の法律では、コウモリ類を殺すことは禁止されている。コウモリが風車で死ぬ(ブレード・タワー等への接近･接触する)ことを予想しながら「適切な保全措置」をとらないのは、「未必の故意」である。 風発事業者ならば法律を遵守しなくてもよいのか？	コウモリ類への予測（ブレード・タワー等への接近・接触）について、国内において、バットストライクがどの程度発生するかは、確立された予測の手法がなく、マニュアル等の公表された資料がないと認識しており、現在の知見では予測が困難であると考えております。そのため、事後調査を実施し、環境保全上著しい影響が確認された場合には、最新の知見や専門家のご指導を踏まえた上で環境保全措置を検討致します。
5	■事業者は、コウモリ類の「高所音声調査」を行いながら、P531の予測にはこれらの解析結果を一切反映せず、「高所を飛翔する性質を有する種であるため、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性がある。しかし、付近に重要な生息地(洞穴などの大規模ねぐら、夜間の休息場所(ナイトルースト)、出産哺育期のねぐら等)が確認されていないことから影響は小さいと考えられる。ヤマコウモリ及びヒナコウモリの予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」と従来のアセス図書と同じ予測内容を記載している。 事業者の行った「高所音声調査」の解析結果を予測に反映した場合､コウモリ類への影響は明白となり、コウモリに対して稼働制限を含む保全措置をせざるを得ない。そのため事業者は、自らの解析結果には一切触れず､「重要な生息地」へ論点をすりかえ、それが「適切な環境保全措置をしなくて良い」という根拠に見せかけたのではないのか。	
6	■P531コウモリ目の一種(10～30kHz)：ヤマコウモリ・ヒナコウモリ、オヒキコウモリの予測結果(ブレード・タワー等への接近・接触)について 「高所を飛翔する性質を有する種であるため、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性がある。しかし、付近に重要な生息地(洞穴などの大規模ねぐら、夜間の休憩場所(ナイトルースト)、出産哺育期のねぐら等)が確認されていないことから影響は小さいと考えられる。ヤマコウモリ及びヒナコウモリの予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」とある。 「予測に不確実性を伴う」のは、事業者が「不適切な予測」をした結果ではないのか。自らの不徳を棚に上げて、予測の不確実性に言及するのは論点のすり替えである。	

表 2(1-3)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	■風力発電におけるコウモリの保全措置(低減措置)は「フェザリング」が現実的である。 最新の科学的知見によれば、コウモリの活動期間中にフェザリングを行うことでバットストライクを大幅に低減できることが明らかとなっている。これは事業者が「確実に実施可能」な保全措置である。 上記について事業者は「バットストライクの予測はできない」等と主張するかもしれないが、バットストライクの予測及びフェザリングのアルゴリズムについては以下のサイトに予測ソフトが公開されているので参考にするとよい。「WINDBAT」(http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)	コウモリ類の保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、今後の国及び県の審査を踏まえて検討いたします。
8	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに指摘する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を本当に理解しているか。 事業者らはコウモリ類への影響に対して「夜間照明(ライトアップ)をしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	環境影響評価において、「回避」という保全措置を行う場合は、事業の取り止めや事業計画の変更(風車の配置の変更等）により影響を及ぼす範囲を除外するなど、影響を完全に取り除くことを示すものと考えております。本事業での「夜間照明（ライトアップ）をしないこと」については、風車の配置の変更等による影響を完全に取り除く行為ではなく、影響を最小化また軽減する効果が期待できる措置であるため、「低減」措置であると考えております。
9	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「夜間照明(ライトアップアップ)をしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年１月、平成27年９月修正版）における事例紹介に基づいて「ライトアップを行わない」こととしました。これによりバットストライクを完全に防げるとは限りませんが、影響低減の効果はあると考えております。また、影響の低減措置の追加については、事後調査などで環境保全上著しい影響が確認された場合には、最新の知見や専門家のご指導を踏まえた上で検討いたします。
10	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは「まぎれもない事実」だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	

表 2(1-4)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	■コウモリ類の保全措置(フェザリング)をしない根拠はなにか 事業者の調査結果から対象事業実施区域に重要なコウモリ類が生息することが判明した。定性的予測ならば「コウモリ類への影響がある」のは確実である。「不確実性が伴う」としても、「影響がある」ならば、なぜ「フェザリング(ブレードの回転制御)等の環境保全措置」の実施を検討しないのか？ 「不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令(平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号)第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきはないのか？ ＝＝＝＝＝＝＝ 第二十八条　　特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。) を検討するものとする。 ＝＝＝＝＝＝＝	影響予測の結果、影響は小さいとしました。ただし、不確実性が伴うため、引き続き新たな知見の収集に努め、事後調査などで環境保全上著しい影響が確認された場合には、最新の知見や専門家のご指導を踏まえた上で環境保全措置を検討いたします。
12	■国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。	コウモリ類の保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、今後の国および県の審査を踏まえて検討いたします。

表 2(1-5)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)を実施しない(できない)」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング(ブレードの回転制御)の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。	影響予測の結果、影響は小さいとしました。ただし、不確実性が伴うため、引き続き新たな知見の収集に努め、事後調査などで環境保全上著しい影響が確認された場合には、環境保全措置を検討いたします。
14	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年１月、平成27年９月修正版)における事例紹介に基づいて「ライトアップを行わない」こととしました。これによりバットストライクを完全に防げるとは限りませんが、影響低減の効果はあると考えております。
15	■「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けれないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の 1%以下)。	影響予測の結果、影響は小さいとしました。ただし、不確実性が伴うため、コウモリ類の保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、今後の国および県の審査を踏まえて検討いたします。

表 2(1-6)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと１ 上記について事業者は､｢国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので､(カットインの風速の値を上げることフェザリングの)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)｣といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	コウモリ類の保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努め、今後の国および県の審査を踏まえて検討いたします。
17	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと２ そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	
18	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと３ 上記について事業者は「実際は何個体死ぬか予測できないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して､本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが､それは｢事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	
19	■コウモリ類の事後調査について 事業者は、最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し､｢その上で｣科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。 コウモリの事後調査は､｢コウモリの活動量｣､｢気象条件｣､｢死亡数｣ を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。｢コウモリの活動量｣ を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し､日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い､同時に風速と天候を記録すること。	
20	■コウモリの活動量調査は事前と事後で比較しないと意味がない 高空におけるコウモリ類の活動量は、事前と事後比較のため、同様のスペックで調査を実施する必要がある。	
21	■コウモリ類の保全措置について 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、｢鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)｣ にもコウモリ類の保全措置が記載されている｡｢コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	

表 2(1-7)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。	ご指摘の点を踏まえ、専門家へのヒアリング年月について評価書に記載いたします。
23	■コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)について P724「調査員または現地監視員による踏査を実施する」とある。しかし生物調査員と現地監視員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。 よって「調査員と現地監視員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」、「コウモリ類の死骸消失率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)について、引き続き新たな知見の収集に努め、今後の国および県の審査を踏まえて検討いたします。
24	■コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級(両生・爬虫・哺乳類分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	
25	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	頂いたご意見は、要約せずに意見書をそのまま掲載しております。

表 2(2-1)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

2. 動物②

No.	意見の概要	事業者の見解
26	本計画地白猪山付近は、今回の調査でもミゾゴイ、クマタカ、サシバ、サンショウクイ、ハチクマ、フクロウ、オシドリ、ヤマドリなど多様な鳥類が観察され豊かな生態系が保たれていることが明らかになった。 本環境評価のための鳥類調査では、クマタカの2つがいが発見されている。おそらく、それ以外の周辺のクマタカつがいの計画地付近への飛行もあったはずである。 １．しかし、飛翔図はおろか、営巣域などの解析結果も図示されていない。クマタカに限らず他の猛禽についても、また重要な鳥類に関しても、調査結果が開示されていない。これ他の情報が開示されずに環境影響評価の妥当性を住民、保護団体などが判断しようがない。開示せずに過程を進めることは環境影響評価法の精神に反する。もし、貴重な情報で開示できないとするなら、計画自体を撤回すべきである。	重要種の確認位置につきましては、準備書にも記載の通り種の保護の観点から公開は控えてさせていただきました。今後、国および県において、飛翔図等の非公開情報を含め、準備書の審査を受けることになります。

表 2(2-2)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	２.飛翔図など妥当性の判断に必要な情報が開示されたとしても「クマタカへの影響は小さい」とする結論は納得できない。そもそも、現地の調査もまた数式による風車への衝突素数の産出も定量的にされているのに、最後の評価は「小さい」とする定性的な表現であり、何を持って大小の尺度としているかも、かつその尺度のどこに相当するので小さいと判断したのかも明らかでない。「小さい」とはいくらでも言い逃れのできる表現であり、許される表現ではない。クマタカの繁殖率の大幅な低下など重大な影響の可能性を否定する根拠は、どこにも示されていない。どれくらいの影響が想定されるのか、定量的な判断をすべきである。	アセス手続きにおいて、風力発電施設への年間予測衝突数等において定量的な結果の記載が求められておりますが、その数値がいくら以上なら影響が大きいなどの評価基準値は示されておりません。よって、移動経路の遮断・阻害については、最も衝突危険性があると考えられる成鳥のテリトリー間の干渉行動の位置と風車配置予定位置との関連に着目して評価を行いました（準備書p.548）。また、クマタカは生態系上位性種としても評価しており、行動圏、高利用域、営巣適地の観点から改変面積を算出し、より定量性のある影響予測を行っています（準備書p.660）。
28	３.本評価書では由井の手法にもとづいて衝突数を推定している。しかし、彼の式は単に数学的に算出を試みただけであり、現地の衝突数などを用いた検証は開示されていない。したがって、試論ともいうべきものであり、これに依拠した結論が正しいとは言えない。妥当性についての論議も一切ない。 また、衝突推定数が単一の数値で表されているが、信頼限界などを示して、どれくらいの範囲の衝突率が想定されるのかを示すべきである。	「発電所アセスの手引」に準拠して実施しております。具体的には、当該手引きのp.451に「予測の基本的な手法について。鳥類等の重要な種についての予測の基本的な手法として、衝突リスク解析の実施等が想定される。」と記載されていることから、これに従い、由井・島田モデルを用いて衝突リスク解析を実施しました。 なお、詳細については、環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年１月、平成27年９月修正版）、p.5-30に「飛翔軌跡調査を用いた衝突回数推定の試み」が掲載されています。 また、当該手引きのp.5-40に「３他モデルとの計算方法の比較」として由井・島田モデルと環境省モデルの計算式の相互比較表が掲載されており、これによれば、環境省モデルより由井・島田モデルの方が年間予測衝突回数の数値が高くなる傾向であることから、安全側として本準備書では、由井・島田モデルを採用しております。
29	４．回避率については一律に0.98を採用しているが、この数字の妥当性は全く論議されていない。回避率は種によっても、また繁殖中か渡りかによっても変わるはずである。クマタカについても、サシバについても実測値は示されていない。準備書では引用文献を示すだけで、なぜこの数値が妥当なのか納得のいく議論がされていない。数値の妥当性を論議すべきである。この数値がわずかに動けば、推定衝突率も大きく変わるはずである。もし、回避率が算出不可能であれば推定衝突率も算出不能なはずである。	回避率98％を与えることは、環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年１月、平成27年９月修正版）、p.5-41「資料(13) 鳥類の風車回避率について 」に準拠して与えております。当該手引きには、98％の根拠として文献「Use of Avoidance Rates in the SNH Wind Farm Collision Risk Mode」が示されております。
30	5. 準備書では衝突のみ考察されているが、風車を回避することによる影響は考察されていない。回避するために余分なエネルギーを使わざるをえない。サシバやハチクマのように長大な渡りをする種では回避行動のいかんが渡りの成否に大きな影響を及ぼす。また、狩りの効率が落ちることも想定される。風車回避によるリスクを考察し判断結果を記載すべきである。	鳥類が風力発電機を回避することで生じる余分なエネルギーコストを使うことによる渡りの成否や狩りの効率への影響については、確立された予測の手法がなく、マニュアル等の公表された資料がないと認識しており、現在の知見では予測が困難であると考えております。

表 2(2-3)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	６．サシバなどの渡りの調査は春、秋1期ずつの調査だけである。伊良湖岬、宮古島のように集中して渡るところ以外の内陸の多くのルートは、その年その日の風向などにより変化する。一期だけの調査では不十分である。また、衝突だけを問題にして影響は少ないと結論しているが、不十分である。	調査手法は、基本的に「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を踏まえており、現地調査を行っております。 また、予測に関しては、「改変による生息環境の減少・喪失」についても予測いたしました。その結果は、本準備書の第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.1.4 動物の(2)予測及び評価の結果 第10.1.4-10表(8)に記載のとおりです。
32	７．環境保全措置とされているものは、風車の12基から8基への削減と夜間照明をやめることが書かれている。夜間照明はもともとすべきでないものであり、やめるのは当然である。これ以外の措置とされているものは「可能な限り」とか「必要最小限」とかの表現であり、定量的な著述はなく、後からいくらでも言い逃れのできる表現である。環境影響評価書の著述としては不適当な作文である。どの程度の保全措置をとるのか定量的な表現で著述すべきである。	具体的な保全措置について、今後の国および県の審査を踏まえて検討いたします。
33	以上　本準備書に示された鳥類への影響の予測と保全措置は、科学的根拠と科学的推論を欠くものと言わざるを得ない。 　また、渡りの調査は不十分である。準備書を出しなおすか、あるいは事業計画を撤回すべきである。一度、破壊された自然を再び回復することは極めて困難である。	準備書については、基本的に「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測及び評価を行ったものであり、妥当な内容であると認識しております。

表 2(3)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

3. 風車の影、景観

No.	意見の概要	事業者の見解
34	フリッカーについて、影響の出る可能性を認めてはいるが、対策がきちんと準備されているとは思えません。可能性があるなら風車をその位置に建てるべきではないので、計画には反対します。	風車の影については、ロータ直径の10倍を基準※として、それ以上離れていれば問題ないとしている例があります。本事業の場合、ロータ直径（103m）の10倍は1,030mであり、影響の可能性のある範囲は、風力発電施設が1,500m以上離れた場所であることから影響はほとんど無いと考えております。万一、問題が発生した場合には、原因を調査し、必要に応じて、フリッカーの影響への対策を協議の上、実施することといたします。 ※「Planning for Renewable Energy A Companion Guide to PPS22」(Office of the Deputy Prime Minister,2004)
35	また、もともと景観に配慮していないと深野地区からは反対の声(請願)が出ていたが、風車の位置をずらしても深野から見える風車の姿は住民には受け入れ難いものです。	景観については、「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測及び評価を行っており、実行可能な範囲内で影響の低減を図っております。

表 2(4-1)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

4. 全体、騒音、超低周波音、その他

No.	意見の概要	事業者の見解
36	①恣意的なデータを使用して作成した準備書は、見直すべきである。 環境に対する影響は殆どないという発電所建設に都合の良いデータのみを、恣意的に使用して記述した内容であり、建設に伴う環境の変化が地域住民の健康に与える影響について、全く考慮していない。このため、再度公正なデータを使用して、環境影響評価の内容全体を見直すべきである。	準備書については、基本的に「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測及び評価を行ったものであり、妥当な内容であると認識しております。
37	②「林地残材を山から搬出することで災害を防止する」と風力発電所の建設を正当化した傲慢な説明には異議がある。 林地残材をなくせば土砂災害を防止できるかのような記述には、根拠がなく事実に反する。間伐材の放置そのものが、土砂災害の原因でないことは、地域で生活する者の多くが知っていることである。風車建設に都合の良いデータのみを使用し、住民の意見に耳を貸そうとしない会社による風力発電所の建設こそが複合的な山の環境破壊を引き起こし、土石流等の災害を誘発する原因になる、という可能性を考慮するべきである。	風力発電所を建設し、新たな道路を建設、整備することにより、放置されている林地残材を山から搬出することが可能となり、これら林地残材が豪雨時に山里に流出することによる災害を防止する一助になると考えております。また、風力発電機の建設にあたっては、地形・地質等を考慮した配置を計画しておりますが、今後、詳細な地質調査を行い問題の無いことを確認した上で建設いたします。また、問題があった場合は、適切な場所に移動するなど検討します。
38	③道路の建設による環境破壊は、土石流等の土砂災害を誘発する。 道路建設が地域に役立つかのような記述であるが、道路建設による樹木の伐採、舗装、切り土・盛り土等による自然環境の破壊により、豪雨時には水が一気に沢に流れ、土石流等の土砂災害の発生を誘発する可能性が大きくなる他、山への道路建設は将来地域住民の生活環境や、動植物の生育環境を大規模に破壊する原因になる可能性が高く、道路建設に反対する。	道路の建設にあたっては、地形・地質を考慮した設計、施工に努めます。また、道路建設にともなう環境への影響については、「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測、評価を行っております。
39	④超低周波音・低周波音・騒音による健康影響について具体的記述がない。 久留米大学医学部作成の資料、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」によれば、自宅から5000m離れた地域に住む人にも、風車による睡眠障害を訴える人がいる等々、風車までの距離と健康影響についての様々なデータが紹介されている。このようなデータがあることを知っているのにも拘わらず、準備書には超低周波音・低周波音・騒音が住民の健康に与える影響について、具体的な記述がない。	騒音、超低周波音の調査、予測、評価については、準備書の第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.1.1 大気環境 3.騒音 および 4.超低周波音に記載しているとおり、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しています。したがって、住民の健康に影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えておりますが、万一、苦情等が発生した場合には、調査を実施し、原因解明に努めるとともに、必要に応じて適切な対策を講じます。

表 2(4-2)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
40	⑤方法書段階からの変更点についての記述には疑問がある。 計画変更の内容は⑴風車の数を12基→8基に削減。⑵西側２基を削減し、配置を北側に移動。⑶配置の見直しをしたという説明である。その理由について土砂災害、騒音、風車の影、動植物等への影響、居住区への騒音、超低周波音の影響に配慮したと記述している。この説明は、少なくとも、変更理由に記載したことが、風力発電建設により、出現するということであり、風車の位置を少しずらしたことで、その影響の全てがなくなるかのような主張は、何の根拠もなく地域の住民を愚弄する内容であり容認できない。	方法書段階から地形や地質調査、風況調査等をもとに、環境面も含め総合的に判断し、風力発電施設の配置等の検討を行いました。 (1)風車の基数を削減することで、騒音、超低周波音及び風車の影の発生源となる基数が減ることから、これらの影響の低減が図れることや、改変面積が減ることで、動植物への影響の低減が図れるものと考えています。なお、風力発電機は方法書段階の2,100kWから準備書段階で3,200kWへ変更しておりますが、騒音パワーレベル（A特性）は最大で108.3デシベルから104.6デシベルに低減した機種を選定しております。これらの値は、メーカーの提供になりますが国際規格（IEC61400-11）に基づいて測定されたものであり、信頼できるものと考えています。万一、苦情等が発生した場合には、調査を実施し、原因解明に努めるとともに、必要に応じて適切な対策を講じます。 (2)西側２基を削減し、配置を北側に移動することで、住居からの離隔がとれ、騒音、超低周波音への影響が低減されると考えております。 (3)配置の見直しにより、クマタカへの影響等が低減されると考えております。 しかし、こられの配慮により風力発電施設の建設による影響が全てなくなるとは考えておらず、したがって、準備書段階で検討した配置等に基づき調査、予測、評価を行い、その結果を本準備書に記載しております。
41	⑥方法書段階からの風車配置を見直したという主張には異議がある。 変更点⑴は、風車を12基→8基に削減したとの説明であるが、発電機を2100kw内から国内最大級の3200kwの大型機種に変更しており、総発電量は同じであり削減ではない。その上、発電機が大型化したことにより、地元の環境影響が増大するのは世間の常識であるが、地元説明会では、「環境影響の少ない機種を選定した」と、風車の製造会社のデータによる説明をしたが、根拠は製造会社を信頼しているというだけであった。第三者機関による、公平・公正なデータの検証ができないのなら、騒音の小さい機種を選んだ等々の強引な主張をするべきではない。風力発電の建設計画は地域住民にとって、健康と命に影響する有史以来の重大な環境変化が起こる事態であると考えていることを、松阪飯南ウィンドファームは認識するべきである。他にも、⑵、⑶の配置を見直したという主張は、同じ真砂土地質の地域において、少し建設位置をずらしたにすぎないのに、土砂災害、騒音等々変更理由のすべてに配慮したという強引な主張には、何一つ具体的な根拠はなく、地域の住民を愚弄した内容であり直ちに、計画を中止するべきである。	
42	提出した意見書については、「同種の意見はまとめました。」等々、会社の勝手な解釈、理由で、意見の内容を変えたり、省略したりしないこと。　以上	頂いた意見書をそのまま掲載しております。

表 2(5)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

5. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
43	風力発電については10年以上も前から問題になっておりそちらは取りかかる会社が変わっていきますがこちら地元の住民は同じです。何度も何度も風力は建てて欲しくないと意見を出し、その度にどうにか話がなくなり安堵したと思ったらまた繰り返す。風車の体への影響は少なからずあるとの事。不健康になるものを建てないで下さい。 もういい加減やめていただきたい。	地元地区の皆様には、本計画についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく住民説明会をはじめ、地元地区の皆様に対し説明会を開催させていただいており、今後も開催する所存です。環境への影響については、「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測、評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。

表 2(6)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

6. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
44	白猪山から高須ノ峰山頂付近の風力発電施設計画に反対します。人体への影響や、自然を壊す恐れもあり、やめてほしいです。	方法書段階において、住民の皆様のご意見で最も多かった土砂災害への懸念に対し、出来る限りの検討を重ねて、地域特性や環境面を考慮した基数や配置へと変更した計画としております。また、「発電所アセスの手引」および国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し、調査、予測、評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。

表 2(7)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

7. 環境の保全の見地以外の意見①

No.	意見の概要	事業者の見解
45	管理事務所は所長及び電気主任技術者及び連絡員が昼間だけ滞在するとなっているが夜間はどうなのか	昼間は随時巡回としており、夜は異常が発生した際には管理者に遠隔監視システムよりアラームが発報されますので、迅速に適切な対応をいたします。
46	御社が途中で事業放棄しない担保は？	合同会社は倒産隔離されたSPC(特別目的会社)であり、事業から得られる収益で運営を継続するものです。なお、倒産隔離されることにより事業者側が収益を得る前に借入金返済や長期修繕計画に基づく費用の積み立てなど事業を存続させるための建付けがなされており、且つその資金管理も銀行が行うので風力発電事業が長期間継続できる仕組みを導入しています。
47	メンテナンス道路及びアクセス道路の補修は可能なのか	風力発電所は半年に一度風車を止めてメンテナンスを行いますので、道路も健全性を保つ必要があります。よって補修は適宜実施いたします。
48	工事用資材等置場は購入するのか賃借するのか	工事期間を含め25年間となるため、地域の皆様と協議の上決定したいと考えております。
49	深野地区の3基を阪内町に3基と変更するとの事であるが深野地区の住民の動向はどうなのか、反対があればこの計画自体白紙に戻るのではないですか	住民の皆様の合意形成を得るべく引き続き事業者として地元の皆様にご説明をさせていただく所存です。
50	風力によって発電量が左右するので大丈夫なのか	電気を送電することについては中部電力㈱と協議を行っており系統が風況により不安定となることはございません。
51	許認可物件との事であるが取下げもしており再度提出する必要があるのでは？	林地開発申請については、本計画にて今後提出予定です。環境影響評価については2016年に方法書を公表し、各所より拝受したご意見や国、県にて審議、了解頂いた方法書を考慮し調査、予測、評価を行い、この度準備書を公表いたしております。

表 2(8)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

8. 環境の保全の見地以外の意見②

No.	意見の概要	事業者の見解
52	白猪山は地形が急峻で地質がもろい所へ道路が出来たら、災害が予測されると思います。風車が12基から8基に変更されても市長は計画の変更であり、違う計画との認識ではないと答弁されていますから(市議会だよりを読んで下さい)計画を変更しても無駄だと思います。 同封の市議会だより9月号は松阪市全世帯に配付されています。	方法書段階において、住民の皆様のご意見で最も多かった土砂災害への懸念に対し、出来る限りの検討を重ねて、地域特性や環境面を考慮した基数や配置へと変更した計画としております。

表 2(9)　環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

9. 環境の保全の見地以外の意見③

No.	意見の概要	事業者の見解
53	白猪山から高須ノ峰付近は地質がもろいため災害などでの危険がより増すので風力発電の計画を中止してほしいです。	方法書段階において、住民の皆様のご意見で最も多かった土砂災害への懸念に対し、出来る限りの検討を重ねて、地域特性や環境面を考慮した基数や配置へと変更した計画としております。

【別紙１】

○官報における公告

［官報（平成 30 年８月 21 日(火)　号外第 184 号）］

松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づき、「松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、準備書の縦覧及び、説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

一　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　合同会社松阪飯南ウィンドファーム

代表社員　リニューアブル・ジャパン株式会社

職務執行者　眞邉　勝仁

所在地　東京都港区虎ノ門一―二―八　リニューアブル・ジャパン株式会社内

二　対象事業の名称、種類及び規模

名　称　松阪飯南ウィンドファーム発電所

種　類　風力（陸上）

規　模　最大出力二万五千二百キロワット、風力発電機の基数八基

三　対象事業実施区域

三重県松阪市大石町字白猪三三八四他、大石町、小片野町、辻原町及び阪内町の一部区域

四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

三重県松阪市

松阪市飯南地域振興局　柿野出張所

松阪市嬉野地域振興局　地域住民課

松阪市嬉野地域振興局　宇気郷出張所

五　縦覧・公表

①　縦覧・閲覧場所及び時間

場所　三重県環境生活部　地球温暖化対策課

三重県情報公開・個人情報総合窓口

三重県立図書館

三重県松阪地域防災総合事務所

松阪市役所　総務部　総務課文書・情報公開係

松阪市大河内地区市民センター

松阪市大石地区市民センター

松阪市宇気郷地区市民センター

松阪市飯南地域振興局　地域住民課

時間　土曜日、日曜日、休日、閉庁日、県立図書館は図書館休館日を除く午前九時から正午、午後一時から午後五時まで（県立図書館は開館時間に準ずる）

②　縦覧・閲覧期間

平成三十年八月二十一日（火）から平成三十年九月二十日（木）まで

③　インターネットによる公表

リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページにおいても②に示す期間に準備書をご覧いただけます。（URL）http://www.rj-jc.com/

④　意見書（※）の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、右記リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページから意見書用紙をダウンロードして頂き、ご記入の上、郵送により⑥に示す期限に到着するよう⑦に示す提出先までお寄せください。

⑤　意見書の記載事項

イ、意見書の提出対象である準備書の名称

ロ、氏名及び住所（法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ハ、準備書に対する環境保全の見地からのご意見（ご意見は、日本語により理由を含めて記載してください。）

⑥　意見書の提出期限

平成三十年十月四日（木）当日消印有効

⑦　意見書の提出先及びお問い合せ先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

〒五一五―〇〇三三　三重県松阪市朝日町一区七―一　中川ビル二階

六　説明会の開催を予定する場所及び日時

場所　松阪市農業屋コミュニティ文化センター（松阪市川井町六九〇番地）

日時　九月七日（金）十九時半より

場所　松阪市飯南産業文化センター（松阪市飯南町横野八四八番地）

日時　九月八日（土）十九時半より

七　お問い合わせ先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

電話（代表）〇五九八―六七―〇二〇五（土日祝を除く午前九時から午後五時まで）

※　意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

平成三十年八月二十一日

東京都港区虎ノ門一―二―八　リニューアブル・ジャパン株式会社内

合同会社松阪飯南ウィンドファーム

代表社員　リニューアブル・ジャパン株式会社

職務執行者　眞邉　勝仁

【別紙２】

○日刊新聞紙における公告

［中日新聞（平成 30 年８月 21 日（水））］

松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価準備書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づき、「松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、準備書の縦覧及び、説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　合同会社松阪飯南ウインドファーム
代表社員　リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者　眞邉勝仁
所在地　東京都港区虎ノ門一-二-八 リニューアブル・ジャパン株式会社内

二、対象事業の名称、種類及び規模

名　称　松阪飯南ウインドファーム発電所
種　類　風力（陸上）
規　模　最大出力二万五千二百キロワット、風力発電機の基数八基

三、対象事業実施区域

三重県松阪市大石町字白猪三三八四他、大石町、小片野町、辻原町及び阪内町の一部区域

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

三重県松阪市

五、縦覧・公表

①縦覧・閲覧場所及び時間

閲覧場所…三重県環境生活部　地球温暖化対策課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県立図書館、三重県松阪地域防災総合事務所
縦覧場所…松阪市役所　総務部　総務課文書・情報公開係、松阪市大河内地区市民センター、松阪市大石地区市民センター、松阪市宇気郷地区市民センター、松阪市飯南地域振興局　地域住民課、松阪市飯南地域振興局　柿野出張所、松阪市嬉野地域振興局　地域住民課、松阪市嬉野地域振興局　宇気郷出張所
時間…土曜日、日曜日、休日、閉庁日、県立図書館は図書館休館日を除く午前九時から正午、午後一時から午後五時まで（県立図書館は開館時間に準ずる）

②縦覧・閲覧期間

平成三十年八月二十一日(火)から平成三十年九月二十日(木)まで

③インターネットによる公表

リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページにおいても②に示す期間に準備書をご覧いただけます。
（URL） http://www.rn-j.com/

④意見書（※）の提出

準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書用紙又は右記リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページから意見書用紙をダウンロードして頂き、ご記入の上、郵送により⑥に示す期限に到着するよう⑦に示す提出先までお寄せください。

⑤意見書の記載事項

イ、意見書の提出対象である準備書の名称
ロ、氏名及び住所（法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ハ、準備書に対する環境保全の見地からのご意見（ご意見は、日本語により理由を含めて記載してください。）

⑥意見書の提出期限

平成三十年十月四日(木)当日消印有効

⑦意見書の提出先及びお問い合わせ先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所
〒五一五-〇〇〇三　三重県松阪市朝日町一区七-一　中川ビル二階

六、説明会の開催を予定する場所及び日時

場所　松阪市農業屋コミュニティ文化センター（松阪市川井町六九〇番地）
日時　九月七日(金)　一九時半より
場所　松阪市飯南産業文化センター（松阪市飯南町横野八四八番地）
日時　九月八日(土)　一九時半より

七、お問い合わせ先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所
電話（代表）〇五九八-六七-〇二〇五（土日祝を除く午前九時から午後五時まで）

※意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

平成三十年八月二十一日
東京都港区虎ノ門一-二-八　リニューアブル・ジャパン株式会社内
合同会社松阪飯南ウインドファーム
代表社員　リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者　眞邉勝仁

【別紙３】

○インターネットによる「お知らせ」

［当社のウェブサイト①］

松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る 環境影響評価準備書公表及び説明会のご案内

2018年8月21日
合同会社松阪飯南ウィンドファーム

「松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）を環境影響評価法に基づき公表いたします。

準備書は、2018年8月21日（火）～2018年9月20日（木）の期間中は縦覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。
※ブラウザーは、Internet Explorerを推奨いたします。（それ以外の環境では表示されない可能性があります。）
※文書が表示されない場合の解消方法（例）はこちら

以下の【準備書の公表】に示したリンクより縦覧が可能です。

【準備書の公表】

表紙・目次
第１章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第２章 対象事業の目的及び内容
第３章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第４章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
第５章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第６章 方法書についての意見と事業者の見解
第７章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
第８章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第９章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第10章 環境影響評価の結果
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第12章 その他環境省令で定める事項
資料編
要約書

［当社のウェブサイト②］

縦覧・閲覧に関するご案内

縦覧・閲覧場所	時間
三重県庁環境生活部地球温暖化対策課	土曜日・日曜日・休日・閉庁日(県立図書館は図書館休館日)を除く 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00迄 (県立図書館は開館時間に準ずる)
三重県情報公開・個人情報総合窓口	
三重県立図書館	
三重県松阪地域防災総合事務所環境室	
松阪市役所総務部総務課文書・情報公開係	
松阪市大河内地区市民センター	
松阪市大石地区市民センター	
松阪市宇気郷地区市民センター	
松阪市飯南地域振興局地域住民課	
松阪市飯南地域振興局柿野出張所	
松阪市嬉野地域振興局地域住民課	
松阪市嬉野地域振興局宇気郷出張所	

説明会開催のご案内

開催日	開催時間	会場
2018年9月7日(金)	19:30～21:00	松阪市農業屋コミュニティ文化センター (松阪市川井町690番地)
2018年9月8日(土)	19:30～21:00	松阪市飯南産業文化センター (松阪市飯南町横野848番地)

意見書の提出について

準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にて意見書をお寄せください。

【記載事項】
・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
・意見書提出の対象である準備書の名称
・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

【意見書】
・意見書様式

【提出期限】
2018年10月4日(木)(当日消印有効)

【意見書の提出先及び問い合わせ先】
以下の宛先まで提出期限内にご郵送ください。

〒515-0003　三重県松阪市朝日町一区7-1　中川ビル2階
リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所
TEL　0598-67-0205　(土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

・準備書の著作権は事業者等が所有しています。
・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、翻用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご留意ください。

※この環境影響評価準備書の縦覧は環境影響評価条例に従い、当社の子会社である合同会社松阪飯南ウィンドファームの委託を受け、当社が当社のホームページ上で行っております。

［三重県のウェブサイト①］

本文へ | Foreign Languages
文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒
三重県 Mie Prefectural Government
サイト内検索 Google™カスタム検索 検索
ホーム | くらし・環境 | 防災・防犯 | 健康・福祉・子ども | スポーツ・教育・文化 | 観光・産業・しごと | まちづくり | 県政・お知らせ情報 | 組織・業務
現在位置： トップページ ＞ くらし・環境 ＞ 環境全般 ＞ 環境アセスメント・公害調停 ＞ 環境影響評価 ＞ 手続き中の事業 ＞ 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書をご覧いただけます。
担当所属： 県庁の組織一覧 ＞ 環境生活部 ＞ 地球温暖化対策課 ＞ 環境評価・活動班
環境影響評価
手続き中の事業
三重県環境影響評価委員会
知事意見
事後調査報告書
実施事業の一覧
公共事業の環境配慮
いいね！ シェア ツイート G+ LINEで送る 印刷する
松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書をご覧いただけます。
合同会社松阪飯南ウィンドファーム（代表社員　リニューアブル・ジャパン株式会社）は、松阪飯南ウィンドファーム発電所について、環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書を作成しました。
この環境影響評価準備書は、事業者により次の場所及び期間で縦覧が行われ、意見の募集が行われています。
縦覧場所
・松阪市役所　総務部　総務課　文書・情報公開係
・松阪市大河内地区市民センター
・松阪市大石地区市民センター
・松阪市宇気郷地区市民センター
・松阪市飯南地域振興局　地域住民課
・松阪市飯南地域振興局　柿野出張所
・松阪市嬉野地域振興局　地域住民課
・松阪市嬉野地域振興局　宇気郷出張所
縦覧期間
平成３０年８月２１日（火曜日）から平成３０年９月２０日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除きます。）
午前９時から正午及び午後１時から午後５時まで
※同期間中において、事業者ホームページ（http://www.rn-j.com/）でもご覧になれます。

［三重県のウェブサイト②］

事業者への意見の提出方法

事業者あてに郵送
平成３０年１０月４日（木）締め切り、当日消印有効

・郵送送付先
〒５１５-０００３ 三重県松阪市朝日町一区７－１　中川ビル２階
リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

※意見書用紙は、縦覧場所に備え付けてあるほか、事業者ホームページ（http://www.rn-j.com/）からダウンロードしていただけます。

また、準備書は次のところでも閲覧が可能です。

閲覧場所

・三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎１階）
・三重県立図書館
・三重県環境生活部地球温暖化対策課（三重県本庁舎８階）
・三重県松阪地域防災総合事務所（環境室）（三重県松阪庁舎３階）

閲覧期間

平成３０年８月２１日（火曜日）から平成３０年９月２０日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日、休日、県立図書館は図書館休館日を除く。）
午前９時から正午及び午後１時から午後５時まで
（県立図書館は開館時間）

本ページに関する問い合わせ先

三重県　環境生活部　地球温暖化対策課　環境評価・活動班

〒514-8570　津市広明町13番地
電話番号：059-224-2366　ファクス番号：059-229-1016　メールアドレス：earth@pref.mie.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

【別紙５】

［松阪市のウェブサイト①］

［松阪市のウェブサイト②］

時間

午前9時から正午と午後1時から午後5時まで（土曜日と日曜日、祝日を除く）

縦覧期間

平成30年8月21日（火）から平成30年9月20日（木）まで

意見書の提出期限

平成30年10月4日(木)　当日消印有効

意見書の提出方法

リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.rn-j.com/)から意見書の用紙をダウンロードして頂き、ご記入の上、下記の提出先まで郵送してください。

意見書の提出先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

〒515-0003　松阪市朝日町一区7-1　中川ビル2階

説明会の開催を予定する場所及び日時

場所　　松阪市農業屋コミュニティ文化センター（松阪市川井町690番地）
日時　　平成30年9月7日（金）　午後7時半より

場所　　松阪市飯南産業文化センター（松阪市飯南町横野848番地）
日時　　平成30年9月8日（土）　午後7時半より

お問い合わせ先

リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

電話（代表）　0598-67-0205（土曜日と日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

このページに関するアンケート

このページは見つけやすかったですか？

○見つけやすかった　○見つけにくかった　○どちらとも言えない

このページの内容はわかりやすかったですか？

○わかりやすかった　○わかりにくかった　○どちらとも言えない

このページの内容は参考になりましたか？

○参考になった　○参考にならなかった　○どちらとも言えない

※1いただいたご意見は、より分かりやすく役に立つホームページとするために参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。
※2ブラウザでCookie（クッキー）が使用できる設定になっていない、または、ブラウザがCookie（クッキー）に対応していない場合はご利用頂けません。

確認

このページに関するお問い合わせ先

環境課

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
保全係 Tel：0598-53-4066,4067

【別紙６】

［意見書］

「松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書」に対する意見書

お名前 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
ご住所 （法人その他の団体にあっては、主たる事業所の所在地）	〒　　－ （TEL　　－　　－　　）

ご意見 （日本語により意見の理由を含めてご記入ください）

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙にご記入ください。

【ご意見の提出方法】
下記のあて先まで提出期間内にご郵送ください。
〒515-0003　三重県松阪市朝日町一区 7-1　中川ビル 2 階
リニューアブル・ジャパン株式会社　松阪事務所

【ご意見の提出期間】
平成 30 年8月 21 日（火）～平成 30 年 10 月4日（木）（当日消印有効）